

14-2 「学校いじめ防止基本方針」

1 学校のいじめの問題に対する考え方

いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」）

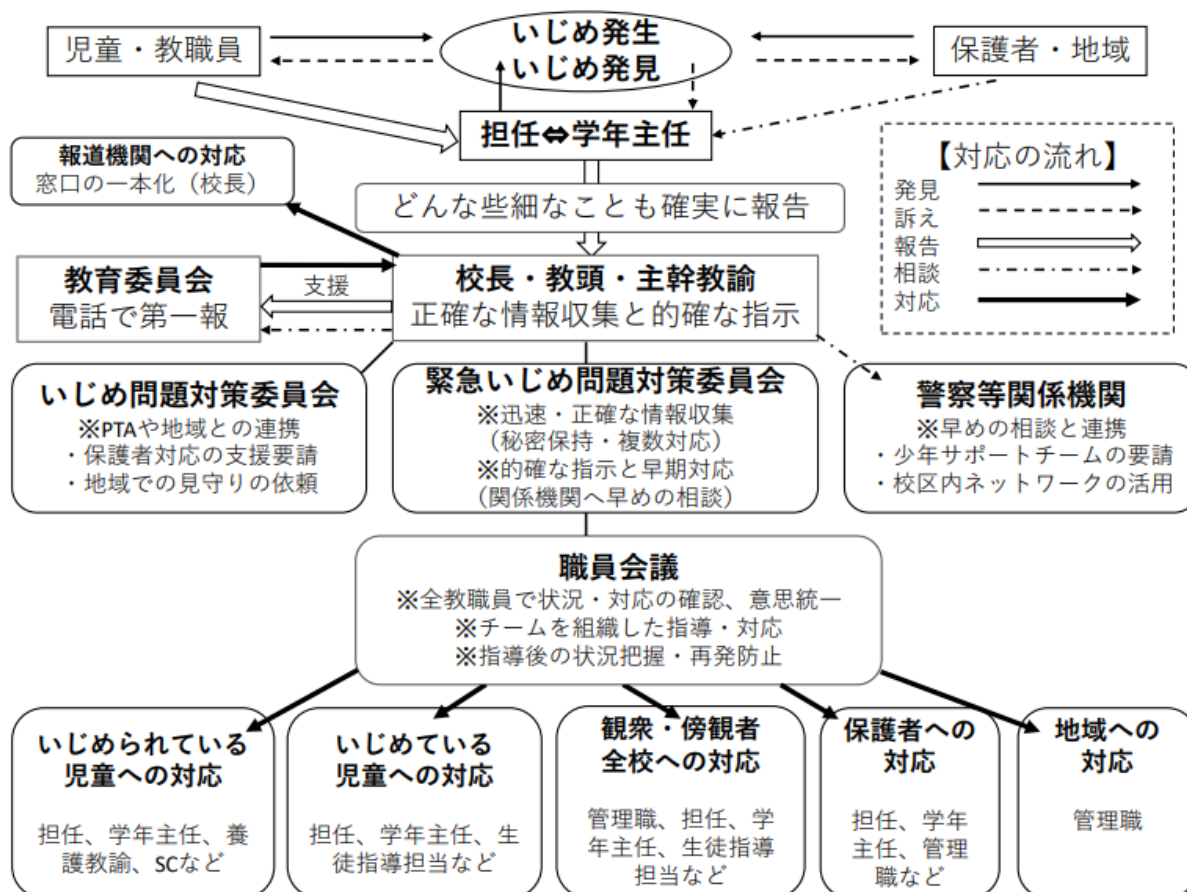
いじめの問題に、迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して防止教育や早期発見・早期対応に取り組む。いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こりうるものであると十分認識して、けんかやふざけ合いでも被害者の「心身の苦痛」に着目して対応する。また、問題行動への対応では、家庭や関係機関との連携を図り、児童一人一人に応じた適切な指導・支援を積極的に進めていく。

2 報告・指導体制

○以下のように報告・指導体制を組織する。

○校長を中心とした指導体制の下で、教員の抱え込みを防ぎ、全教職員で情報の集約及び整理をして指導・対応にあたる。

○いじめと判断した場合は、「事故報告」及び「月例報告」等で教育委員会へ報告する。



○校内いじめ問題対策委員会の構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、人権教育担当、特別支援教育担当、養護教諭、学年主任、その他校長が必要と認める者

○校内いじめ対策委員会の役割

児童の実態把握や情報交換、相談・通報の窓口、情報の収集・記録・共有、組織的対応の決定、関係機関との連携、保護者との連携、教育委員会への報告

○校内いじめ対策委員会の開催

月に一度、いじめに関わる事例について情報交換を行う。緊急に必要な場合は、この限りでない。

3 関係機関との連携

必要に応じて以下の関係機関との連携を図る。

- | | | |
|------------------|-------------------|--------|
| ○福岡県教育庁京築教育事務所 | ○荇田町教育委員会 | ○児童相談所 |
| ○荇田町いじめ問題対策連絡協議会 | ○行橋京都学校警察連絡協議会 | ○行橋警察署 |
| ○荇田町教育相談ネットワーク会議 | ○京築地区教育相談ネットワーク会議 | |

4 いじめの未然防止・いじめの早期発見・早期対応、いじめへの対処

(1) いじめ防止への取組

- ソーシャルスキルトレーニングやピアサポートなど、社会性の構築に向けた取組を学級活動等に取り入れる。
- 道徳科の指導を通して、豊かな心を育む。
- 人権集会等において、校長による講話を行う。
- 授業の中に、児童が相互に学び合う活動を取り入れ、授業の時間が児童の絆づくりの場となるようにする。
- 情報モラル教育を行う。
- 高学年を中心に、薬物乱用防止教育や保護者と学ぶ非行防止学習講演会を実施する。

(2) いじめ早期発見への取組

- いじめ早期発見チェックリストを活用した児童の実態把握に努める。
- いじめチェックのアンケートを実施する。
- アンケート結果に基づいて、教育相談を実施する。
- 相談ポストを設置し、啓発・活用する。
- Q-Uの実施と結果の分析を行う。
- 家庭向けリーフレットを配付する。
- SC 及び SSW 等外部専門家を活用した実態把握や事例検討の研修会を実施する。

(3) いじめの対処への取組

- いじめの情報をキャッチし、迅速に報告する。
- 正確に事実確認をする。
- 指導体制や方針を決定する。
- 児童への指導や支援を行う。
- 保護者に協力を求め、連携方法を話し合う。
- 少なくとも3ヵ月以上いじめに係る行為が止んでいることや、被害者が心身の苦痛を感じてい

ないと判断できるまで継続的に指導や支援を行う。

○アンケートから得られた結果を5年間保管する。

○それぞれの児童に応じた適切な支援を行い、保護者と連携し、必要な指導を組織的に実施する。

5 教育相談体制

○月に1回スクールカウンセラーを招聘し教育相談を行う。

○子どもホットラインなど福岡県の主な相談窓口が明確になるように、1人1台端末を活用したり長期休暇用のしおりに記載したりして周知する。

6 保護者・地域等への働きかけ

○いじめ防止基本方針を公開し、児童や保護者に周知する。

○いじめの認知に漏れがないか十分に確認する。

○PTA、苅田町青少年育成会議等と連携を図りながら、広報啓発を行う。

○PTA成人講座や学級懇談会において、いじめ問題を取り扱う。

○「いじめ早期発見・早期対応リーフレット（家庭向け）」等を配付し、啓発する。

7 取組状況の評価

○学期に1回、いじめの早期発見・対応の取組と対応について、協議する。

（福岡県「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引」チェックリストの活用。）

○学校生活アンケートやQ U調査の結果を分析し、改善策を立てる。

○生徒指導の取組状況を学校評価項目へ位置付ける。

8 教員研修

○年度当初に学校の基本方針について共通理解を図る。

○「いじめの早期発見・早期対応」等を活用した研修会を行う。

○心の専門家を招聘した研修会を行う。

9 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

○いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童等が自殺を企図した場合等）

○いじめにより児童等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

○児童等や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態への対応

○学校は重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。

○教育委員会の判断により、学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、学校の下に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。

○いじめを受けた児童等およびその保護者に対して適切に説明をする。

○調査結果を教育委員会に報告し、調査結果をふまえた必要な措置をとる。

○教育委員会が調査主体となる場合は、調査に協力する。